

町田市財政調整基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市財政調整基金条例の一部を改正する条例

町田市財政調整基金条例（昭和39年3月町田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、次の各号の<u>いずれかに掲げる</u>場合に限り、その全部<u>又は</u>一部を処分することができる。</p> <p>(1) 経済事情の<u>著しい</u>変動等により財源が<u>著しく</u>不足する場合において、当該不足額を<u>埋める</u>ための財源に充てるとき。</p> <p>(2) 災害により生じた経費の財源<u>又は</u>災害により生じた減収を<u>埋める</u>ための財源に充てるとき。</p> <p>(3) 緊急に実施することが必要となった<u>大規模な土木その他の建設事業の経費</u>その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。</p> <p>(4) <u>長期にわたる財源の育成</u>のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。</p> <p>(5) 償還期限を繰り上げて<u>行う</u>町田市債の償還の財源に充てるとき。</p>	<p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、次の各号の<u>一に掲げる</u>場合に限り、その全部<u>または</u>一部を処分することができる。</p> <p>(1) 経済事情の変動等により財源が不足する場合において、当該不足額を<u>うめる</u>ための財源に充てるとき。</p> <p>(2) 災害により生じた経費の財源<u>または</u>災害により生じた減収を<u>うめる</u>ための財源に充てるとき。</p> <p>(3) 緊急に実施することが必要となった<u>教育、土木その他の建設事業の経費</u>その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。</p> <p>(4) <u>長期計画に基づく、建設事業</u>のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。</p> <p>(5) 償還期限を繰り上げて<u>行なう</u>町田市債の償還の財源に充てるとき。</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。